

陸田村多田

久我畝を固我畝とよぶは言便也山城國紀ノ郡久我むらも亦古我と呼有、陸奥仙臺領に小午田と書所有按にこれも正字陸田なるを奥の訛詞を假名に書なすにこそとふもひぬ

【古城跡地】構の内二反七畝歩陸田市左衛門居城
小池小池正明寺村小池

正明寺と小池と二村を總て呼、正明寺は禪宗の寺院今存在す小池は正字也
【服部貞女云】小池は國府池の約れるにもあるべし今に小池正明寺村より國府宮の方へ魚代敷やらんに年々年貢を指出せり
高御堂村

村名寺院に本づく尤俗語なり往昔國術繁榮の時此村の邊は寺院なりけんこおぼしき也【村民曰】むかしは高御堂村は七堂伽藍の地なりいま田面の名に長興寺、瓦堂、觀音寺、大吉寺、興行房、青岱寺など呼聲名遺れといへ

國府宮村

國府は漢語也いま國府の宮と呼は何とやらん皇詞のさまにも聞へぬれ也最、

後世の俗語也、舊名は中古は齒部の郷の内なるべし村上天皇の頭に至りて國府と呼たる事なるべし國府とは周禮の註に百官所居曰府、府聚也、事功之聘也とみゆさて國府ノ東二町に古來尾張大國靈の宮あり故に國府の宮とよぶその社邊に後又漸々に民集ひて村落をなせり故にいまは國府の宮村と俗稱せるなるべし事口松下村の條下にしるす按に住昔齒部郷は高御堂、國府宮、松下、次郎丸、稻島、稻葉、小澤など皆一圓なりけん或は法花寺、山口、矢合、大塚、長沼、小池、正明寺、島小生輪の邊までも一端は國衛に附屬たるものによなほ考ふべし

【延喜式】中島郡尾張大國靈神社【本國帳】從一位尾張大國靈名神

【集説云】國府の宮の御本社也

社領には秋米一百五十石

【文德實錄云】仁壽三年六月丁卯日以尾張國大國靈神、大御靈神列於官社

【眞野時綱曰】國靈とは其一州の地靈なり一郷に在いて産神と稱するも亦そのことわり相同じ【天野信景曰】大國靈は尾張開國の神なりすなはち大己貴命の別稱也【本居宣長曰】國靈はその國を經營ませし功德ある神を國靈或は國御魂、或は國生など申なりされども其中にはまた大名持命を齋へる

神社もありぬべし悉皆、大名持の命とこころへるは非言なり【正生謹考】
奉るに文徳天皇の仁壽年間には此處に尾張大國靈と大御魂とを齋奉る事著
明にまた延喜年中宗像の神の在座せる事もあきらかなり大國靈は御本社大
御靈は松下村の墨染天神、宗像は次郎丸村の天神の森是なりとも聞ゆさて
御本社には尾張大國靈と尾張の二字を式に冠たればあなかしこ尾張國造の
祖神天の火明尊歟、又は其御子天の香語山命を祀る成べしまた大御靈は中
島の直の祖神天の脊男命にてもあるべく思ひ奉るなり後の君子なを考へ訂
すべし

【附言】先説云【蝦夷、馬子が亂と保元平治の亂には神國の古記をうしな
ひ元弘建武の亂と應仁文明の大亂には何處の神社くも武士の手に神地
神田を奪れ給はざるはなし然るに慶長寛永以來御治國に立かへりても久
しき戰國に跡消て其祭神をだに違へて神傳とせるもの少からず譬へば一
の宮は國之常立尊、二の宮は國之狹土尊などいへる笑ふべし爰をもて天
野信景、吉見幸和の二翁も此を悲みて國術の神名帳に諸説を添て本國帳
集説といふ書を著述られしより以來社司もその條に隨ふもの多しとかや
さるほどに其神社の照明なるあり且其集説に某の神社は蓋し某の村歟な

ご疑ひ置れたるをもて社司も幸ひご其後某の式社なりご附會も多かり國
府宮の社傳も後世鎌倉より室町の中ごろまでは總社大明神と専ら呼たる
さま也御治國以來の社傳は本社大已貴神、並に伊弉の二神、天照大神、
素戔嗚尊、稻田媛命、活玉依媛、手擲知、足擲乳をも配祀るといふ天明
年中にいたりて社人蜂須賀氏何の考慮もなく三面大黒の畫像をひろめた
るもいよ／＼誤る【谷川士清曰】三面大黒は聖寶藏神經といふ佛書に見
へたり【飛川弘美曰】總社の名は後世鎌倉以後の事にて新しきなり是より
前、中古の時は延喜式國吏等にも見わたる如く大社小社おしなべて都の神
祇官より奉幣すると其國の國司に打任て奉幣させるとの品ありしが保元
平治のころは神祇官の奠幣も怠がちにて遂には官幣國幣共に國術官人の
關りと成れり後には位田も失て神階も稱ばかりにて空位空官となりて其
奉幣さへも行屈ぬ程に荒たり室町の頃にや國術に總社といふ物を建て居
ながらにして奠幣せらる是より總社明神の稱あり國術の神名帳は扣の手
帳也爰をもて國術藏の本國神名帳に所在記のなきを見て國術も神威も共
に衰へたる事しらる
といへり【正生考】國に依りて總社村と呼所もあり【一説云】室町の始